

2024年6月13日

横浜拘置支所長

佐野 隆一 殿

神奈川県弁護士会

会長 岩田 武司

## 勧告書

当会は、申立人 A 氏の人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会において調査の結果、救済措置を講じる必要があるとの結論に達しましたので、当会常議員会の議を経た上、貴所に対し、以下のとおり勧告いたします。

### 勧告の趣旨

横浜拘置支所が、トランスジェンダーである申立人に対し、申立人の主治医に従来の治療経過について確認するなどせずに、ホルモン療法を行わないとの治療方針を決定したことは、申立人の人権を侵害したものである。したがって、今後、トランスジェンダーの在所者がホルモン療法など医学的な措置を求めた場合には、従前の治療経過につき主治医に対し確認したり、性同一性障害について特に専門的な知識及び経験を有する医師の意見を仰いだりするなどして、従前の治療経過や専門的知見を十分踏まえて、当該医学的な措置の必要性を判断するよう、勧告する。

### 勧告の理由

別紙調査報告書のとおり

2021年（救）第27号

A 申立事件

2024年5月17日

## 調査報告書

神奈川県弁護士会  
会長 岩田武司 殿

神奈川県弁護士会人権擁護委員会  
委員長 櫻井 みぎわ

申立人 A 氏の相手方横浜拘置支所に対する人権救済申立事件について、その調査結果を報告します。

### 第1 処遇意見

横浜拘置支所が、トランスジェンダーである申立人に対し、申立人の主治医に従来の治療経過について確認するなどせずに、ホルモン療法を行わないとの治療方針を決定したことは、申立人の人権を侵害したものであるから、今後、トランスジェンダーの在所者がホルモン療法など医学的な措置を求めた場合には、従前の治療経過につき主治医に対し確認したり、性同一性障害について特に専門的な知識及び経験を有する医師の意見を仰いだりするなどして、従前の治療経過や専門的知見を十分踏まえて、当該医学的な措置の必要性を判断するよう、勧告するのが相当である。

### 第2 申立の概要

申立人は性同一性障害で、戸籍上は男性であるが女性として生活している。生殖腺摘出手術を受けており、美容目的ではなく心身の均衡を維持するために女性ホルモン補充療法が必要である。しかし、再三にわたる求めにもかかわらず横浜拘置支所に収容されていた2021年6月7日から同年8月頃までの間、同療法を受けることができなかった。

### 第3 認定した事実

#### 1 申立人の供述—申立ての趣旨

頭書事件について、当事件委員会からの聴取に対し、申立人は、2022年8月26日午後1時30分、長野刑務所において、以下のとおり、供述した。

##### (1) 略歴

私は、今回、人権救済の申立てをした A です。今年で、          歳になります。

私は、幼少期から自分が戸籍上男性とされていることに違和感を覚えており、1995年5月頃から、女性ホルモン剤の注射をするようになりました。多い時には週に2、3本ほど行っておりました。

その後、2002年2月9日、          の病院で、睾丸摘出手術を受けました。手術後も、量は減ったものの、ホルモン剤の注射は、週に1本程度の頻度で継続して行っておりました。

ホルモン剤を処方してもらっていたのは、          にある            
          の          （GID（性同一性障害）学会認定医）です。

健康保険の適用はありませんので、当時、受給していた生活保護の保護費の中から、費用を支弁していました。

将来的には、性適合手術を受けたいと考えています。

##### (2) ホルモン療法について

###### ア 都筑警察署の対応

私は、2021年2月12日、          で逮捕され、都筑警察署で勾留されました。

都筑警察署では、ホルモン療法を受けさせてほしいと頼むと、プレマ

リンという錠剤を1日3食一錠ずつ支給してもらうことができました。

#### イ 横浜拘置支所の対応

しかし、2021年6月6日、横浜拘置支所へ移送されて以降、ホルモン剤を支給してもらえなくなりました。

横浜拘置支所では、ホルモン療法を受けさせてほしいと頼んでも、「ホルモン治療はやっていない。」と言われました。理由を尋ねても、不開示と言われ、教えてもらえませんでした。

#### ウ 長野刑務所の対応

私は、長野刑務所でも、ホルモン療法を受けたいと頼みました。しかし、刑務官からは、「刑務所で対応できる範囲外。MtFに対するホルモン療法は行っていない。」などと言われました。

#### エ 本人の状態

私は、ホルモン剤の接種を始めて以降、これほど（半年以上）ホルモン療法を受けられなかった経験はありません。

過去、バイトが忙しく、一定期間、ホルモン剤の注射を打てないことはありましたが、その時には、精神的に不安定な状態になりました。

今回、2021年6月頃からホルモン剤を接種できていないことの影響で、2021年10月頃には、下腹部が痛む、のどがつる、息苦しくなる、気力が出ず、普段できていたことができなくなる、思考力、記憶力が低下するなどの症状が出ています。2022年5月頃においても、不安やイライラなどの症状が出ていましたが、これらの症状は、デプロメールという抗うつ剤の処方により緩和しています。

2022年8月26日現在、症状は、小康状態で、疲れやすい、記憶力が低下するなどの症状は今も続いています。また、言葉にはしにくいのですが、精神的に男性化しているような気がしています。手術をしている関係からか、現時点において、ひげが伸びやすくなるなど身体的に男性化しているということはありません。

(3) その他の生活面について

基本的には、戸籍上の性別を理由に、男性として処遇を受けていますが、私は、やむを得ないことだと考えています。

横浜拘置支所では、入浴時に、浴室の入口にパーテーションを置いてくれず、後ろから体のシルエットが見える状態でした。嫌ではありましたが、何を言っても無駄だと思っていましたので、特段配慮を求めることはありませんでした。幸い、摺りガラスは曇っており、外からはっきりとは見えない状態でした。

一方、長野刑務所では、求めることなく、浴室の入口にパーテーションを設置してくれています。

居室は、横浜拘置支所、長野刑務所いずれにおいても、個室であるため、着替えやトイレなどを見られるということはありません。

横浜拘置支所、長野刑務所いずれにおいても、男性の刑務官から身体検査を受けています。横浜では、胸なども配慮なく触られ、非常に不快な気持ちになりました。長野では、一応、胸などは触らないよう配慮はしてくれています。

(4) 本人の思い

トランスジェンダーの当事者の間では、男性女性どちらかのホルモンが体内にないと良くないと言われていています。現在は命に別状はありませんが、これから釈放までの1年半、ホルモン剤の接種を我慢していたらどうなるのかという不安があります。

長野刑務所の中には、自分と同様、トランスジェンダー当事者がいますが、その人は、ホルモン療法を受けられなくても、異変はないそうです。

ホルモン療法の必要性については個人差がありますが、私には、ホルモン療法が必要です。

弁護士会には、法務局等関係機関に働きかけて、ぜひ私のような MtF がホルモン療法を受けられるようにしてほしいと思います。

## 2 都筑警察署の回答

(1) 照会事項

上記1(1)アの申立人供述を受け、当事件委員会は、以下のとおり、都筑

警察署に対し、文書による照会を実施した。

「第1 貴署でのホルモン療法の運用について

申立人によれば、「都筑警察では、ホルモン療法を受けさせてほしいと頼むと、プレマリンという錠剤を1日3食後一錠ずつ支給してもらえました。」とのこと。

つきましては、横浜拘置支所以外の刑事施設での運用把握のため、以下の事項について、ご回答ください。

- 1 申立人の主張は事実か否か。仮に、一部事実でない部分が含まれる場合には、上記に関し、貴署が認識している事実を教えてください。
- 2 貴署において、留置者についていかなる事情を認めた場合にホルモン剤を処方するかというホルモン剤処方の基準。
- 3 申立人から「ホルモン療法を受けさせてほしい」との申し出を受けた後、貴所は、申立人に対し、医師の診察を受けてさせたか否か。
- 4 申立人の主張が事実の場合、申立人に対し、ホルモン剤を処方した理由（貴署が把握している、申立人にホルモン剤を処方する必要性）。」

(2) 回答

これに対し、都筑警察署は、2023年6月9日付書面にて、要旨、以下のとおり、回答した。

ア 質問事項1について

当署が認識している事実は、2021年2月23日、申立人が、

- ・ホルモン注射を打ちたい。
- ・今まで [ ] にある [ ] で2週間に一度、2アンプル、肩への筋肉注射を受けていた。
- ・茨城県で勾留されていた時には申し出なくても注射を打たせてもらった。

などと当署留置担当官に対して申し出たため、事件を担当する栄警察署（以下、「取扱い署」という。）管理係へ架電し、病院へ確認するよ

う連絡した。

すると、同年2月26日、取扱い署管理係から、「ホルモン注射ではなく、投薬で対応可能。」と回答され、同年3月2日、同係によって手配された薬である「プレマリン錠 0.625mg」朝食夕食後各1錠等合計30日分が当署に届けられ、同日から投薬を開始した。

#### イ 質問事項2及び4について

被留置者に関する薬の処方にあつては、通常、当署が事件を担当する被留置者が申し出た場合、同人が通院する病院または、当署嘱託医にその都度、投薬等の必要性について確認し、必要性が認められれば、処方を受けている。

事件担当署が当署以外の場合、その事件を担当する警察署管理係に対し、被留置者が通院していた病院又はその警察署嘱託医に投薬の必要性について確認するよう連絡をしており、必要性が認められれば、事件を担当する警察署留置係によって受けた処方薬が当署に届けられ、投薬が開始される。

よって、申立人に関するホルモン剤処方の基準とその理由にあつては、被留置者がホルモン治療を申し出たことにより、取扱い署管理係による病院への確認がなされ、医師が投薬の必要性を認めたためである。

#### ウ 質問事項3について

ホルモン治療に関し、当署による医師の診察は実施していない。

### 3 横浜拘置支所の回答

#### (1) 一度目の照会

上記1の申立人供述を受け、当事件委員会は、以下のとおり、横浜拘置支所に対し、文書による照会を実施した。

「1 貴所は、2021年6月から横浜拘置支所に留置された、申立人A（以下、「申立人」といいます。）が、トランスジェンダー女性（出生時に男性と割り当てられたが性自認は女性である方）ということを認識されていたでしょうか。

- 2 貴所は、トランスジェンダーを含む性的マイノリティに対して、何らかの配慮をしていますでしょうか。している場合、その内容を具体的に教えてください。していない場合、その理由を教えてください。
- 3 申立人は、「横浜拘置支所では、ホルモン療法を受けさせてほしいと頼んでも、『ホルモン治療はやっていない。』と言われました。理由を尋ねても、不開示と言われ、教えてもらえませんでした。」と主張しています。この主張に関し、以下の点についてお聞きします。
  - (1) 貴所は、申立人の上記主張を認識していますか。貴所の認識と齟齬がある場合には、貴所の認識を具体的に教えてください。
  - (2) 貴所において、「ホルモン治療はやっていない」というのは事実でしょうか。更年期障害のある方向けにもホルモン剤は支給していないという趣旨なのか、トランスジェンダーの方に対しては支給していないという趣旨なのかどちらでしょうか。
  - (3) ホルモン治療を行っている場合、いかなる場合に、ホルモン剤を処方しているのでしょうか。処方する基準を教えてください。
  - (4) 「ホルモン治療はやっていない」というのが事実である場合、なぜホルモン治療をやっていないのでしょうか。理由を教えてください。
  - (5) 理由の不開示が事実である場合、なぜ、申立人に対し、ホルモン治療をやっていない理由を開示しなかったのでしょうか。
- 4 申立人から「ホルモン療法を受けさせてほしい」との申し出を受けた後、貴所は、申立人に対し、医師の診察を受けてさせましたか。
- 5 申立人は、「横浜拘置支所では、入浴時に、浴室の入口にパーテーションを置いてくれず、後ろから体のシルエットが見える状態でした。」と主張しています。この主張に関し、以下の点についてお聞きします。
  - (1) 申立人の入浴時の監督を行う刑務官は、男性でしたか。
  - (2) 浴室の入り口にパーテーションを置かなかったことは事実でし



ようか。貴所の認識と齟齬がある場合には、貴所の認識を具体的に教えてください。

6 申立人は、「横浜拘置支所では、男性の刑務官から身体検査を受けていました。胸なども配慮なく触られ、非常に不快な気持ちになりました。」と主張しています。

(1) 男性の刑務官が、申立人の身体検査を行ったことは事実でしょうか。

(2) (1)が事実である場合、胸も触ったことは事実でしょうか。貴所の認識と齟齬がある場合には、貴所の認識を具体的に教えてください。」

(2) 一度目の照会に対する回答

これに対し、横浜拘置支所は、2023年6月28日付書面にて、要旨、以下のとおり、回答した。

ア 照会事項1

申立人が、在社会時に性同一性障害の診断を受けた旨述べていることは認識していた。

イ 照会事項2

上級官庁からの関連通知に基づき、個別の必要に応じて、可能な範囲で適切に対応している。

ウ 照会事項3

(1) 申立人がホルモン治療を希望し、同治療は行わない旨回答した事実はある。

(2) 医師が個別に判断する。

(3) 個々の病状等に応じて、医師が判断することになる。

(4) 該当なし。

(5) 当支所の医師から申立人に対し、同治療を行わない理由を説明している。

エ 照会事項4

医師による診察を実施している。

オ 照会事項5

- (1) 男性である。
- (2) 事実である。

カ 照会事項6

申立人は外形変更を伴っておらず、身体検査については通常どおり行っていた。

(3) 二度目の照会

横浜拘置支所の上記回答を受け、当委員会は、以下のとおり、横浜拘置支所に対し、再度、文書による照会を実施した。

- 「 1 本件において、ホルモン治療の必要性の判断に際し、申立人がホルモン治療のため通院していた医院へ連絡し、過去の治療状況の確認を行いましたか。また、同院に、現在の治療の必要性についての意見・診断を仰ぎましたか。
- 2 本件において申立人の診察を行った医師は、医師資格に加えて、特に性同一性障害についての専門性を有するの可否かを教えてください。」

(4) 二度目の照会に対する回答

これに対し、横浜拘置支所は、2023年11月22日付書面にて、要旨、以下のとおり、回答した。

ア 照会事項1

そのような照会等を行っていない。

イ 照会事項2

当支所は、全科の診療に対応しているほか、必要に応じて外部の医療機関への通院等を行っており、医師の判断に基づき、適切な医療措置を講じることが可能な体制となっている。

#### 4 認定事実

以上の経緯の下、以下の事実が認められる。

- ・ 申立人がトランスジェンダー女性であること
- ・ 申立人が、都筑警察署に対し、ホルモン療法を希望したこと
- ・ 都筑警察署は、取扱い署を通じ、申立人の主治医（GID 学会認定医であった）の意見を仰いだこと
- ・ 都筑警察署は、申立人の主治医の意見に基づき、申立人に対し、ホルモン剤を投薬したこと
- ・ 横浜拘置支所においても、申立人はトランスジェンダー女性である旨伝えられた上で、ホルモン療法を求めたこと
- ・ 横浜拘置支所は、申立人に対し、ホルモン療法を行わなかったこと
- ・ 横浜拘置支所は、主治医へ意見を仰いでいないこと
- ・ 横浜拘置支所は、申立人を男性として処遇し、申立人のシャワー時、浴室の入り口にパーテーションを立てなかったこと
- ・ 男性刑務官が、申立人の身体検査を行っていたこと

#### 第4 人権侵害の有無・内容についての判断

- 1 本件は、性同一性障害（適切な表現とは言い難いが、法令上使用されている用語であるため、そのまま用いる。）で、戸籍上は男性だが、女性として社会生活を営んでいる申立人が、2021年6月から8月頃横浜拘置支所において留置されていた同支所内においてホルモン治療を受けられなかったことが人権侵害に該当するとして人権救済を申し立てた事件である。
- 2 性別違和、トランスジェンダーにおけるホルモン療法は、すでに医学的に確立した治療の一つである。たとえば、「性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン(第4版改)」(以下「診断と治療のガイドライン(第4版改)」という。)によれば、性同一性障害の治療のガイドラインとして「治療は、精神科領域の治療（精神的サポート）と身体的治療（ホルモン療法とFTMにおける乳房切除術、性別適合手術）で構成される」とされている（同16頁）。そして、公益社団法人日本精神神経学会は、性同一性障害に関する委員会の名義で、平成28年3月19日矯正施設等の被収容者である性同一性障害当事者への医療的対応に関する要望書（以下、「日本精神神経学会要望書」という。）において「矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院）等の被収容者である性同一性障害当事者に対し

て、適切な医療的対応が行われるようにご配慮をお願いします」との声明を  
発出している。

- 3 言うまでもなく、すべての国民が、自らの健康を保持し生命を維持するために、必要かつ適切な医療を受ける権利（憲法13条及び25条）を有しており、刑事施設に収容されている者であっても、この点で一般国民と異なる取扱いが許されるものではない。刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律56条が「刑事施設においては、被収容者の心身の状況を把握することに努め、被収容者の健康及び刑事施設内の衛生を保持するため、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずるものとする。」と規定しているのも、この趣旨である。
- 4 この点、申立人は、すでに生殖腺摘出手術を受けており、心身の均衡を維持するため女性ホルモン補充療法が必要であると訴えている。本件における横浜拘置支所の申立人に対する処遇が人権侵害に該当するかについて以下検討する。

そもそも「トランスジェンダーが自己の内面で保持する性に対する自認は、人格の一側面として尊重されねばならず、この尊重はトランスジェンダーが社会で独立した1個の人格的な主体と認められるために必要、重要、不可欠な要請であり、幸福追求権の1内容を構成するといえる」とされる（2021年度関東弁護士会連合会シンポジウム性別違和・性別不合があっても安心して暮らせる社会をつくる 資料90頁以下）。

刑事施設に収容されている性同一性障害を有する被収容者の処遇については、法務省矯正局成人矯正課長及び法務省矯正局矯正医療管理官が、「性同一性障害等を有する被収容者の処遇指針について（通知）」（平成23年6月1日付法務省矯成第3212号。改正平成27年10月1日付け法務省矯正第2631号。以下「本処遇指針」という。）を発出している。

そして、「本処遇指針」においては、「性同一性障害者等についての積極的な身体的治療（ホルモン療法、性別適合手術等）に関しては、極めて専門的領域に属するものであること、また、これらの治療を実施しなくても、収容生活上直ちに回復困難な損害が生じるものと考えられないことから、特に必要な事情が認められない限り、法第56条に基づき国の責務として行うべき医療上の措置の範囲外にあると認められること。」とされている（同3頁）。

この点、被収容者へのホルモン療法に関する平成28年1月19日付けの

内閣総理大臣の答弁書によれば、「本処遇指針」が『性同一性障害等についての・・・ホルモン療法・・・に関しては、・・・特に必要な事情が認められない限り、・・・国の責務として行うべき医療上の措置の範囲外にあると認められる』としているのは、性同一性障害者等である被収容者に対して医師が御指摘のホルモン療法を行う必要があると認める場合には、当該ホルモン療法について『特に必要な事情』があると認められ、当該ホルモン療法が国の責務として行われるという趣旨である。」とされている。

ところで、ホルモン療法の必要性を判断する「医師」は、いかなる医師でも良いと考えるのは妥当でない。

この点、「診断と治療のガイドライン（第4版改）」によれば、「性同一性障害者に対する診断と治療に関する種々の検討は、領域をことにする専門職（メンバー）が医療チームを作って行う」とされており、「当学会（日本精神神経学会を指す：引用者注）、日本産婦人科学会、日本泌尿器科学会、日本形成外科学会は4学会合同委員会を結成し議論した結果、平成28年3月から認定の始まったGID学会認定医を各学会が委託した専門研修会で研鑽を積んだ者と認めることとなった。GID学会は認定医取得にあたって研修会の受講を義務付けており、この研修会が当学会の委託した専門家研修会となる。従って、今後は中心メンバーである医師は原則としてGID学会認定医であることが求められる。」とされている。

つまり、性同一性障害に対する診断や治療は、医療チームを作って行うべきであって、その中心メンバーである医師は原則としてGID学会認定医であることが求められる、というのである。

ちなみにGID学会認定医であることが求められる、という部分は2018年1月20日の「性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン」の第4版改訂にあたって新たに追記された部分である。つまり、日本精神神経学会、日本産婦人科学会、日本泌尿器科学会、日本形成外科学会は、4学会合同委員会を結成し、さまざまな議論をした結果として、性同一性障害の診断や治療には、原則としてGID学会認定医という特別高度の専門性を有する者が中心となって当たる必要があると判断したのであって、その重みは十分に踏まえる必要がある。

また、「本処遇指針」においても、「性同一性障害であるか否かについては、知識及び経験を有する医師でなければ（中略）鑑別が困難なことが多いため、

在社会時の医療機関等から診断書、診療情報等を被収容者に入手させ、又は指名医を含めた診療を受けさせること等により、可能な限り同障害の存否を明確にするよう指導する」(同2頁)、「(ホルモン療法を含む)医療措置について、被収容者から法第63条に基づき指名医の診療の申請があった場合には、法令、被収容者の保険衛生及び医療に関する訓令(平成18年法務省矯医訓第3293号大臣訓令)及び平成19年5月30日付け法務省矯医第3344号矯正局長依命通達「被収容者の保健衛生及び医療に関する訓令の運用について」に基づき、適切に対応する必要があること。」(同3頁)とされている。

これらを踏まえれば、性同一性障害の診断及びこれに関連する医療措置を行うに当たっては、従前の治療経過を確認したり、GID認定医など特に専門的な知識や経験を有する医師の意見を仰いだりする必要があると認められる。

そうすると、上記総理大臣答弁の言う「医師が…ホルモン療法を行う必要があると認める場合」か否かの判断するに当たっても、従前の治療経過を確認したり、GID学会認定医など性同一性障害について専門的な知識及び経験を有する医師の意見を仰いだりすることが必要であるといえる。

ちなみに、本件において、横浜拘置支所以前に申立人が留置されていた都筑警察署は、一般論として、「事件担当署が当署以外の場合、その事件を担当する警察署管理係に対し、被留置者が通院していた病院または、その警察署嘱託医に投薬の必要性について確認するよう連絡をしており、必要性が認められれば、事件を担当する警察署管理係によって受けた処方薬が当署に届けられ、投薬が開始される」と回答しており、実際に、本件においても、取扱い署である栄警察署管理係に架電し、病院へ確認し、申立人に対する投薬が行われている。

- 5 以上を前提に本件について検討すると、都筑警察署の対応とは異なり、横浜拘置支所においては、申立人が従前治療を受けていた病院の医師(GID学会認定医であった。)に対して、従前の治療経過を確認していない。

また、横浜拘置支所は、ホルモン療法を行うかどうかは医師が判断したと回答しているが、その医師が、特に性同一性障害についての専門性を有するのか否かという質問に対し、「(横浜拘置支所は)全科の診療に対応しているほか、必要に応じて外部の医療機関への通院等を行っており、医師の判断に

基づき、適切な医療措置を講じることが可能な体制となっている」とのみ回答し、専門性を有する医師であるとの回答はなかった。この点すでに述べたとおり、性同一性障害の治療の方針は、一般的な精神科医や泌尿器科医の診断では足りず、特別の専門医による診断が必要とされるところである。

また、本件では、申立人は、横浜拘置支所に入所する前からすでに性同一性障害と診断され、生殖腺切除の手術を受けていたのであり、生殖腺の切除を受けていない人よりホルモン欠落症状が生じやすく、ホルモン療法について、特に専門的な医師による慎重な診断が必要だったという事情も認められる。

実際、「日本精神神経学会要望書」は、性別適合手術を受け女性ホルモンによる治療を行っていた事案についてであるが、ホルモン療法を中断すると、ホルモン欠落症状が生じ、「うつや焦燥感、不眠などの精神症状、不定愁訴と呼ばれる身体各所の異常が生じるとともに、ホルモン療法の中断が何か月かにわたる場合は骨粗鬆しょう症による骨折リスクの増大や動脈硬化の進行にもつながります。」と指摘している。また、「診断と治療のガイドライン（第4版改）」においても、「ホルモン療法による薬剤の投与量は、精巣摘出術または卵巣摘出術の後は減量が可能である。しかし、骨粗鬆症などの可能性を考慮し、生涯にわたって継続すべきである。」とされている（同24頁（v））。

したがって、本件において、横浜拘置支所が、従前の治療経過につき、GID学会認定医であった申立人の主治医に確認したりすることなく、申立人に対し、ホルモン療法を行わないとの治療方針を決定したことは、前述の総理大臣答弁のいう「医師が・・・ホルモン療法を行う必要があると認める場合」の判断を適切に行ったとは認められず、申立人の必要かつ適切な医療を受ける権利（憲法13条及び25条）及び自己の性自認を尊重される権利（憲法13条）を侵害するものとして、人権侵害に当たると言わざるを得ない。

- 6 なお、さらに付言するに、横浜拘置支所は、申立人がトランスジェンダー女性であることを認識した上で、長野刑務所とは異なり、申立人のシャワー時に浴室の後ろにパーテーションを置くという配慮もしていないし、身体検査も男性刑務官が行っており、申立人の胸を触るなどもしている。

申立人は、生殖腺摘出はしているものの、男性器の除去は行っておらず、上記「本処遇指針」でいうところの「外形変更済み」にはあたらず（同4頁）、

「本処遇指針」によれば、入浴等の着衣を付けない状態の監視及び着衣の有無にかかわらず直接接触して行う身体検査において、女子職員による対応などの配慮が義務付けられてはいない（同4頁）。しかしながら、「本処遇指針」においても、「必要に応じて、女子職員を含む対応として差し支えないこと。」とされており（同4頁）、パーテーションを置くなど必要な配慮をすることにより収容に具体的な支障が生じるとも言い難いため、申立人が明確な申出をしていないことを踏まえても、不適切な点があったというべきである。

## 第5 結論

よって、第1の処遇意見のとおり勧告を行うのが相当である。

以 上